

《ケース①》 眺望変化予測に基づく眺望保全措置の妥当性の確認結果

＜展望地④ 猫石山＞



白色



＜展望地⑤ 犬ヶ崎＞



白色



《ケース③》

解 説

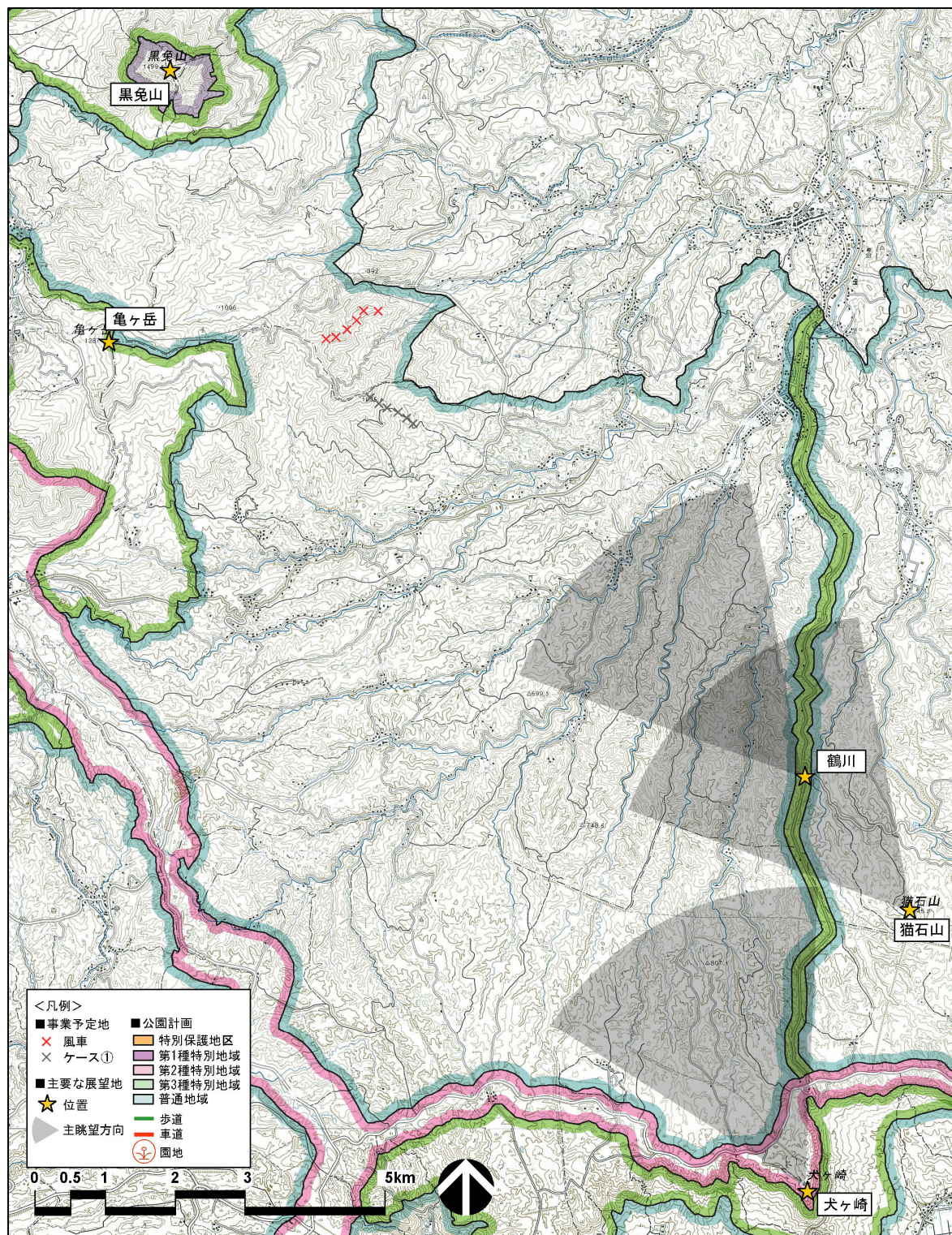
- ・ケース②については、眺望への支障を小さくするための眺望保全のための措置を次のように設定し、詳細事業計画（案）を立案した。

■眺望保全措置

（共通）★垂直見込み角を 0.7° 以下とすること

■事業計画

発電出力	2,000kw	ハブ高	80m	ロータ径	80m	ロータ天端高	120m	基数	6基
------	---------	-----	-----	------	-----	--------	------	----	----



作業解説

- ・立案した詳細事業計画について、フォトモンタージュの作成により眺望変化予測を行った。
- ・その結果、立案した措置を講じた場合には、眺望保全措置が妥当でないとは断定できないものの、ケース①の保全措置の方がより眺望に与える影響が少ないと判断した。

- 黒兔山への眺望視野に風車が介在するが、見込み角は最大 0.6°
- 背景となる山稜とのスケール比は 0.2 程度
- ケース①と比べ、展望地からの視軸と直交方向に風車が配列され、黒兔山への視野の広範囲に風車が出現する
- ケース①と比べ、眺望対象である黒兔山のスカイラインに近い位置に風車が出現する

⇒詳細事業計画(案)の検討結果について関係主体との合意形成を図った上で、詳細事業計画を確定。

⇒ケース①を採用し、許可申請手続きへ進む。

作業結果

- ・「④猫石山」及び「⑤犬ヶ崎」における眺望変化予測に基づく眺望保全措置の妥当性の確認について、次のように取りまとめた。

《ケース②》 眺望変化予測に基づく眺望保全措置の妥当性の確認結果

＜展望地④ 猫石山＞



白色



＜展望地⑤ 犬ヶ崎＞



白色

